

静岡県告示第322号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、静岡県駿河湾深層水取水供給施設駿河湾深層水生産物売払金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

焼津市小川3392番地の9

(2) 名称及び代表者の氏名

静岡県水産加工業協同組合連合会

代表理事長 長谷川 寛

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで